

中間試案のたたき台（財産管理制度の見直し（2））

第1 不在者財産管理制度の見直し

不在者財産管理人による供託とその選任の取消しに関し、次のような規律を設ける。

- ① 管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を供託することができる。
- ② 管理人は、供託をしたときは、その旨その他一定の事項を公告しなければならない。
- ③ 家庭裁判所は、管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときは、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理人の選任に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

（注1）不在者財産管理人の職務内容を合理的な範囲のものとし、その不在者財産管理人の職務の終期を明確にする観点から、家庭裁判所が、その不在者財産管理人を選任する際に、その職務の内容（不在者財産管理人の権限の内容を含む。）をあらかじめ定めることができることを明確にすることについては、引き続き検討する。

（注2）管理人の選任の申立権者の範囲についての現行民法の規律は改めないものとする。

（注3）申立人自身に管理行為を行わせる（不在者財産管理人に選任することを含む。）ことが可能であることや、複数の不在者について一人の管理人を選任して行う財産管理が可能であることを前提として、特定の行為について申立人と不在者との間で又は複数の不在者の間で利益が相反する場合に当該行為をすることは認められないとする規律を設けることについては、既存の利益相反行為の規定（民法第108条）とは別にこれを設ける必要性の観点から、引き続き検討する。

（補足説明）

1 提案の趣旨

部会資料6において、不在者財産管理制度の見直しについて複数の論点を取り上げた。本部会資料では、第3回会議及び第4回会議における意見を踏まえ、改めて提案しているが、部会資料6からの主な変更点は以下のとおりである。

2 供託等（本文①から③まで）

本文①から③までの提案の趣旨は、部会資料6で記載したものと同様であるが、不在者財産管理人による供託の活用については、第3回会議及び第4回会議において、供託を積極的に活用すべきとの意見がある一方で、不在者や第三者に実質的不利益がないような措置を講ずる必要があるとの意見もあった。

そこで、本文①から③までにおいて、金銭について管理人による供託を可能とすると

ともに、これを不在者や第三者が認識することができるようにするために、供託をしたときは管理人に公告を義務付け、また、財産管理の手續を終了させるために、管理すべき財産の全部が供託されたときは管理人の選任の処分が取り消されることを提案している。

なお、本文①では、管理人が不在者の財産管理の過程で金銭を取得したときは、不在者のためにその金銭を供託することができるとしているが、金銭を取得するたびに供託をすることは想定しておらず、基本的には任務の終了が近づいたときにまとめて供託をすることで足りると考えられる。

3 その他の論点（注1から注3まで）

(1) 不在者財産管理人の職務を限定すること

不在者財産管理人は、不在者の財産全般を管理することができるが、他方で、実際の事例では、特定の財産について特定の行為をすることを念頭に、不在者財産管理人選任の申立てがされることもあり、実際上もその行為をすれば、財産の管理として必要十分であるケースもある。そして、こういったケースでは、あらかじめ不在者財産管理人の職務の内容を限定し、その職務が終了すれば、不在者財産管理人選任の取消しをすることとすれば、不在者財産管理人の負担も軽減され、ひいては申立人の負担も軽減されとの指摘も考えられる。

もっとも、第3回会議及び第4回会議では、不在者財産管理人の職務の内容を軽減することに賛同する意見もあったが、他方で、不在者財産管理人の職務の内容を限定することについて、慎重な意見もあったことから、(注1)では、引き続き検討することとしている。

なお、従前は、不在者財産管理人の職務を限定する方法については、その権限を有する対象の財産を限定する方法をとることを前提に議論をしていたが、職務を限定する方法としては、対象となる財産や権限を限定するほかに、想定している具体的な職務の内容を特定し、その内容を指示する方法をとる（例えば、不在者の有する土地の草木を剪定することや、当該土地上にある動産を撤去すること）ことも考えられる。もっとも、家庭裁判所が不在者財産管理人を選任の可否を判断する段階においては申立人の主張や提出する資料以上の事情を把握しておらず、申立人が求める具体的な職務のみを管理人に行わせることが不在者の利益に反しないかを判断することは難しいのではないかと指摘も考えられる。

(2) 管理人の選任の申立権者の範囲

部会資料6において、不在者財産管理人の選任の申立権者である利害関係人の範囲に、①不在者の特定の財産の取得希望者、②隣地所有者、③地方公共団体が含まれるかについて取り上げた。

しかし、いずれも、現行法の下でも事案によっては利害関係人に該当するものと解され、特別の規律を設ける必要性は大きくないといえる。また、③については、申立権を付与する必要がある場合には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を参考に、特別法において個別に定めれば足りると考えられる。第3回会議及び第4回会議においても、多数の消極の意見があった。

そこで、本文（注2）では、管理人の選任の申立権者の範囲について現行の規律は

改めないことを注記している。

- (3) ①申立人自身による財産管理が可能であること及び②複数の不在者について一人の管理人を選任して行う財産管理が可能であることを前提とした利益相反行為に関する規律

ア 部会資料6において、家庭裁判所は、①不在者の財産の管理について必要な処分として、申立人自身に管理行為を行わせることは可能であること、②複数の不在者のために一人の管理人を選任することが可能であることを前提に、利益相反行為をする際には特別代理人等の選任を申し立てることとする規律を設けることを取り上げた。

上記①に対しては、第3回会議及び第4回会議において、諸般の事情を考慮して適切なケースであれば申立人自身に管理行為を行わせること自体は認めるべきとの意見がある一方で、現在の実務では、実質的な利害関係があることも想定して、申立人自身を管理人に選任しないという取扱いが多いことから慎重な意見があった。また、上記②に対しても、複数の不在者のために一人の管理人を選任することが可能であることについても、同様の意見が考えられるところである。

イ 最終的に、申立人自身に管理行為を行わせることを認めるかどうか、複数の不在者のために一人の管理人を選任することを認めるかどうかは、不在者財産管理人の選任を含む必要な処分を命ずることにつき裁量を有する家庭裁判所の判断に委ねられるほかないと思われるが、申立人又は不在者財産管理人が行うことが予定されている行為が申立人と不在者又は不在者財産管理人相互間の利益相反行為に該当するケースにおいては、そのようなことを認めることはできない。例えば、家庭裁判所が、相続人の中に不在者が複数いるケースにおいて、その複数の相続人に一人の管理人を選任していないとの指摘があるが、それは、このケースでは、典型的に利益相反行為に該当する遺産分割が問題になるためであると思われる。

ウ 他方で、そのような整理からすると、そもそも、利益相反行為に該当しない行為が想定されているケースでは、一律に上記の点を否定する必要はなく、家庭裁判所が、必要に応じて適宜判断をすることとすべきとも思われる。

そして、そのような観点からすると、申立人自身に管理行為を行わせることや、複数の不在者について一人の管理人を選任することに関しては、特定の行為について申立人と不在者との間で又は複数の不在者同士の間で利益が相反する場合に当該行為をすることは認められないとする規律を設けることについて検討することが考えられる。

もっとも、利益相反行為に関しては、既に民法第108条に規定が置かれているので、この規定を適用することとして、別途規定を設ける必要がないとの指摘も考えられる。

以上を踏まえ、(注3)では、特定の行為について申立人と不在者との間で又は複数の不在者同士の間で利益が相反する場合に当該行為をすることは認められないとする規律を設けることについては、引き続き検討することとしている。

- (4) 不在者の不動産を処分する場合における考慮要素の明文化

部会資料6において、不在者の不動産を処分する場合における要件又は考慮要素を

明文化することを取り上げた。

これに対しては、第4回会議において、特定の財産について管理を可能とする場合には財産の処分の判断が困難であることを理由に、要件の明文化に賛成する意見がある一方で、他の制度とのバランスの観点から明文化について反対する意見があった。また、提案していた事項は考慮要素として十分ではないのではないかとの意見もあった。

例えば、処分の対価の相当性のようにより、いずれの種類の処分にも共通すると思われる要素を抽出し、これを最低限満たすべき要件又は必須の考慮要素として規律することには一定の意義があると考えられるが、それだけで判断の指標になるわけではないので、規律を設ける意味に乏しいとも考えられる。

そこで、管理人が不在者の不動産を処分する場合における考慮要素を明文化する規律を設けることについては、本文に記載していない。

第2 相続財産管理制度の見直し

1 現行の相続財産管理制度を見直し、相続財産の保存に必要な処分を命ずるための新たな相続財産管理制度として、次の規律を設けることについて、引き続き検討する。

① 次に掲げる場合において、必要があるときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

ア 相続人が数人あるとき

イ 相続人のあることが明らかでないとき

(注1) アについては、共同相続人間で遺産分割がされていないことを前提とし、相続財産管理人の選任の審判がされた後に遺産分割がされたときは、審判の取消事由となることを想定している。

(注2) イについては、清算を目的とする民法第952条の相続財産管理の申立てをすることも可能であるが、それとは別に、相続財産の保存を目的とする財産管理の申立てを可能とすることを想定している。

(注3) 適切な遺産分割の実現のために、相続人が相続財産管理の請求をすることを可能とすることについては、相続財産管理人が選任された場合に相続人の管理処分権を制限することや、保存に必要な処分として相続人の管理処分権を制限することの是非と併せて、慎重に検討する。

② 上記①の規律により選任された相続財産管理人の権限、義務、申立権者の範囲等については、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様の規律を設ける。

(注4) 新たな相続財産管理制度の下での相続財産管理人の地位は、共同相続人全員又は相続財産法人の代理人とする。また、相続財産管理人が相続人のために法律行為をする際に相続人全員の顯名を不要とすることの適否については、引き続き検討する。

(注5) 本文①の相続財産管理制度と、現行の相続財産管理制度を一つの制度とし、熟慮期間中に選任された相続財産管理人が熟慮期間経過後遺産分割前にもそのまま相続財産を管理することができるようにすること等を認めることについては、その終期の在り方や、本文①の相続財産管理制度と現行の相続財産管理制度の異同の有無を踏まえ、引き続き検討する。

(注6) 本文①の相続財産管理制度における相続財産の管理に要した費用は、基本的に相続財産から支弁するが、相続人の固有財産から支弁する(相続人の負担とする)ことについて、引き続き

検討する。

(補足説明)

1 相続人が数人あるときにおける相続財産管理

(1) 第8回会議における意見等

部会資料14においては、①管理放棄されている相続財産に属する土地について利害関係人が管理を求める例(例1)、②第三者が相続財産に属する土地について時効取得に基づく所有権の移転の登記を求める例(例2-1)、③第三者が相続財産に属する土地について金銭債権に基づく強制執行を求める例(例2-2)、④共同相続人の一人が他の相続人による相続財産に属する土地の持分の売却の防止を求める例(例3)の4つの例を取り上げ、相続財産管理制度の活用を検討した。

本文は、これらに対する第8回会議における意見を踏まえ、上記①及び②の例を念頭に、相続人が数人あるときであっても相続財産管理を可能とすることを提案するものである。

(2) 活用を想定する具体的場面

第8回会議においては、上記②のケースについてはそのニーズがあるのであれば相続財産管理制度の活用を認めてよいのではないかと、また、これと併せて上記①のケースについてもその活用を認めてよいのではないかという意見があった。

そこで、本文1①アの「相続人が数人あるとき」とは、上記②のように相続財産に対し第三者が権利行使を求めるケースや、上記①のように相続された土地について管理の適正化が必要なケースを主に想定して、相続財産管理制度の活用を改めて提案するものである。

そして、通常の共有財産と異なり、相続による共有財産についてのみ財産管理制度を活用することの理由としては、(ア)通常の共有財産であれば、その共有者を登記簿上から容易に特定することができるのに対し、相続による共有財産であれば、登記簿上は被相続人名義のままとなっていることが一般的であるため、現在の所有者(共同相続人)を特定することが容易でなく、加えて、(イ)通常の共有財産と異なり、相続による共有財産であれば、相続放棄によって相続人が入れ替わることがあり、また、相続人が熟慮期間中かどうかは外部からは必ずしも明らかでない場合が多く、これらが相俟って、第三者による権利の行使や、相続財産の管理の妨げになっているからであると整理することが考えられる。

このように整理すると、相続財産について遺産分割がされたときは、相続財産管理人の審判の取消事由とすることが相当であることから、(注1)でその旨を注記している。

また、上記①の場面については、他人に損害を与えるおそれのある管理不全土地であれば、現在検討している土地管理制度によって対応することも考えられるが、その費用をどのようにして支弁するかという問題があるのに対し、相続財産管理制度では、その管理に要した費用を、相続財産に関する費用としてその財産から支弁することも可能となる(民法第885条)。

なお、上記②のケースについて、数人の相続人が明らかになっており、この者らを

相手に第三者が権利行使をするのに支障がない場合であれば、管理人の選任が相続財産の保存に必要であるとはいえないので、その選任の申立ては認められないものと考えられる。

(3) その他の場面について

上記③の場面については、第三者が実現しようとする権利が金銭債権であれば、債務名義上で相続人を特定しなければならないという手続法的な問題点に加え、そもそも金銭債務は相続人らに分割して帰属しているのであるから、管理人による管理の対象になり得ないのではないかという実体法的な観点から問題を指摘する意見があったことから、この場合は、相続財産管理制度の活用場面として想定していない。

また、上記④の場面については、現行法においても、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分（家事事件手続法第200条第2項）として、処分禁止の仮処分を含む必要な保全処分をすることができることとされており、一定の要件の下では、相続人の管理処分権を制約すること自体は許容され得ると考えられる。もっとも、第8回会議では、相続人の相続財産に属する財産を処分する権限を制約するのは行き過ぎであるという意見があったことに照らし、(注3)では、遺産分割を円滑に行うために相続人が相続財産管理の請求をすることを可能とすることについては、相続財産管理人が選任された場合に相続人の管理処分権を制限することや、保存に必要な処分として相続人の管理処分権を制限することの是非と併せて、慎重に検討することを注記している。

2 相続人のあることが明らかでないときにおける相続財産管理

第8回会議においては、この場合の管理業務は、長期間続くことが想定され、終了原因についての整理が必要であるとの意見があったものの、相続人のあることが明らかでないときに清算を目的としない相続財産管理人の選任を可能とすること自体は大きな異論はなかったが、整理が必要であるとの指摘もあった。

そこで、本文1①イでは、この提案を記載するとともに、(注2)において、相続人のあることが明らかでないときは、清算を目的とする相続財産管理の申立てをすることも可能であることを注記している。

そして、この場合に相続財産の保存のために選任された相続財産管理人による管理業務の終期をどのように考えるかについても検討が必要である。具体的には、相続財産管理人は、相続人のあることが明らかでない場合において、相続財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、当該金銭を供託することができることなど、不在者財産管理人の場合と同様の供託に関する規律を設けることが考えられる。また、この相続財産管理人は、善管注意義務を履行するために、清算のために必要な費用の原資を確保した場合には、民法第952条の管理人選任の申立てをすることもことが考えられる。

3 権限等

(1) 本文①の場合に選任された管理人は、清算を目的としておらず、相続人のために相続財産を管理する点で民法第918条第2項の相続財産管理人と同じくするものであり、同項の相続財産管理人の選任可能な場面を共同相続や相続人のあることが明らかでない場面までいけば拡張したものとみることができると考えられる。そのため、その権限や義務、申立権者の範囲については、同項の相続財産管理人と同様の規律を設けることが考え

られる。そこで、本文にはその旨を記載している。

なお、本文①の場合に選任された管理人は、清算を目的としていないことから、相続財産に属する債務を弁済することは、想定していない。

- (2) 他方、上記2のように、相続人のあることが明らかでない場合には、その終期について現行の民法第918条第2項の管理人とは異なる規律が必要となる可能性がある。

そのため、(注5)では、本文①の場合に選任される相続財産管理人と、民法第918条第2項等の現行法上の相続財産管理人とを、一つの制度とし、熟慮期間中に選任された相続財産管理人が熟慮期間経過後遺産分割前にもそのまま相続財産を管理することを可能とすることについては、その終期の在り方や両制度の異同の有無を踏まえ、引き続き検討することを注記している。

4 その他について

- (1) 相続財産管理人の法的地位について

部会資料14では、相続財産管理人の法的地位に関して、①現行法と同様に、相続人全員の法定代理人として位置付けること、②相続人以外の利害関係人の利益も保護する観点から、現行の相続財産管理人の法的地位を見直し、相続財産管理人を職務上の管理者として位置付けることの二つの考え方を取り上げた。

第8回部会においては、上記②の考え方に対して、相続人との調整をどこまですべきかを含む管理人としての行動規範が明らかでないといった観点から、慎重な検討を求める意見があった。

そこで、(注4)では、上記①の考え方にに基づき、新たな制度の下での相続財産管理人の地位は、共同相続人全員又は相続財産法人の代理人とすることを注記している。

また、このように整理すると、相続財産管理人が本人を代理して法律行為をした後に相続放棄をした者がいる場合に、その効果をいかにして次順位の法定相続人等に帰属させるかが問題となる。この点について、部会資料14では、その法律行為の効果が帰属するのは、相続の承認によって相続財産を承継する者であると整理した上で、相続人全員の頭名は不要とし、被相続人と相続財産管理人の氏名を表示すれば足りるとすることを取り上げたが、この点については特段の意見がなかった。そこで、(注4)では、このような頭名の方法について引き続き検討する旨も注記している。

- (2) 相続財産の管理に要した費用について

本文①による相続財産管理制度においては、その管理に要した費用についても、民法第918条第2項の相続財産管理制度と同様に整理することが考えられる。そこで、(注6)では、その費用は、相続財産に関する費用としてその財産から支弁する(民法第885条)とともに、遺産債務に準じて、相続分に応じた範囲内で、各相続人の固有財産からも支弁することについて引き続き検討することを注記している。

2 民法第952条以下の清算手続の合理化

民法第952条第2項、第957条第1項及び第958条の公告に関し、次のような規律に改めることについて、引き続き検討する。

- ① 民法第952条第1項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を

主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、【3箇月】【6箇月】【10箇月】を下ることができない。

- ② 上記①の公告があったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、【2箇月】【4箇月】を下ることができない。

(補足説明)

部会資料6において、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度の清算手続の合理化として、①家庭裁判所による選任の公告(民法第952条第2項)、②相続債権者らに対する請求申出を求める公告(民法第957条第1項)、及び③相続人搜索の公告(民法第958条)を同時並行で行い、かつ、公告期間を短縮することについて取り上げた。

これについて、第4回会議においては、異論がなかった。そこで、提案内容を整理し、改めて、本文のような規律を設けることを提案している。

本文①②は、上記の3つの公告を同時並行で行い、事務の合理化を図るものである。そして、本文①は全体の公告期間を定めるものであるが、その期間については、失踪宣告の期間と同様に3箇月とする案、現行法の相続人搜索の期間と同様に6箇月とする案、現行法の全体の期間と同様に10箇月とする案を示しており、実態を踏まえて引き続き検討する。

また、本文②は現行法の請求申出期間と同様に2箇月とする案、現行法の管理人選任時から請求申出期間の終了時までの期間と同様に4箇月とする案を示しており、実態を踏まえて引き続き検討する。

第3 相続放棄をした放棄者の義務

民法第940条第1項の規律を、次のいずれかの案のように改める。

【甲案】相続の放棄をした者がその放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有している場合には、相続人又は相続財産法人に対して当該財産を引き渡すまでの間、その財産を保存しなければならない。この場合には、相続の放棄をした者は、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産を保存すれば足りる。

【乙案】相続の放棄をした者は、相続財産に属する財産を現に占有している場合において、自己の財産におけるのと同じの注意を怠ってその財産を滅失させ又は損傷したときは、相続人又は相続財産法人に対し、その損害の賠償をする義務を負う。

(注1)【甲案】は、相続の放棄をした者は、相続財産を処分又は管理する権限及び義務(保存行為をする権限及び義務を除く。)を負わないことを前提としている。

(注2)【乙案】は、相続の放棄をした者は、相続財産を処分又は管理する権限及び義務を負わないことを前提としている。

(注3)相続の放棄をした者が負う義務等の程度については、善良なる管理者の注意とする考え方もある。

(注4)【甲案】に立つ場合には、次順位の相続人が財産の引渡しに応じない場合や、次順位の相

続人がいない場合に放棄者が保存義務を免れるための方策も講ずる必要があり、例えば、①次順位相続人に対して一定期間内に相続財産の引渡しに応じるよう催告をし、その期間が経過したときは保存義務が終了するものとすることや、②相続財産を供託することによって保存義務が終了することを認める方法について、引き続き検討する。

(補足説明)

1 提案の趣旨

部会資料14において、相続放棄をした者の相続財産の管理継続義務（民法第940条第1項）に関する義務の内容、発生要件、終期などの見直しの要否について検討を行った。

第8回会議においては、民法第940条第1項を見直すにしても、放棄者に重い負担を課すのは適切ではないという観点から、管理している動産を引き渡せば足り、不動産については管理責任を課す理由がないのではないかといった意見が多数を占めたが、他方で、相続放棄のされた土地であっても誰かによって管理される必要はあるのではないかと課題も示された。

そこで、本文は、これらの意見を踏まえ、その義務の内容等を整理したものである。

2 放棄者が行うべき義務の内容、義務の発生要件及び終期の明確化

(1) 部会資料14の補足説明のとおり、放棄者が行うべき行為の内容は現行の民法第940条第1項では明らかでないが、その負担が重いものとならないようにするという点では概ね意見が一致していたと思われる。

そこで、部会資料14におけるB説（一種の事務管理と捉える考え方）をベースに、甲案及び乙案のいずれも、義務の発生要件は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有していることとしている。

(2) 一方、第8回会議においては、相続放棄者が負うべき義務の内容としては、次順位の相続人のために相続財産の価値を維持する義務を負うという考え方と、そこまでの義務は負わず、相続財産を積極的に害してはならない義務を負うにとどまるという二つの考え方の示唆があった。

そこで、これらの考え方を整理したのが甲案と乙案である。

甲案では、次順位の相続人のためにその価値を維持するという観点から、放棄者は、相続財産を引き渡すまで、相続財産の保存義務を負うこととしている。

これに対し、乙案では、そのような保存義務は負わず、放棄者は、積極的に相続財産を滅失させ又は損傷してはならない義務を負うにとどまることを前提に、この義務違反があった場合には相続人又は相続財産法人に対して損害賠償義務を負うこととしている。

例えば、相続財産に属する土地があり、放棄者がこれを占有していた場合には、甲案では、その価値を維持するために保存する義務を負うことから、次順位の相続人や相続人のあることが明らかでない場合に選任された相続財産管理人に引き渡す前にその土地の管理を放棄した場合には義務違反を問われる可能性があるのに対し、乙案では、そのような義務は負わないことから、その土地の管理を放棄してその土地から立ち去ったとしても、義務違反を問われることはないものと考えられる。

- (3) 甲案及び乙案ともに、その注意義務の程度としては、現行の民法第940条第1項の規律と同様に、自己の物に対する注意をもってすれば足りるものとしている。もっとも、これに対して、善良なる管理者の注意とする考え方もあることから、注記している。
- (4) 甲案に立つ場合には、上記のとおり、放棄者は、相続財産を引き渡すまで、相続財産の保存義務を負うことになるが、これに対しては、次順位の相続人が財産の引渡しに応じない場合や、次順位の相続人がいない場合には、過度な負担ではないかとの指摘があり得る。そこで、放棄者が保存義務を免れるための方策も講ずる必要があり、例えば、①次順位相続人に対して一定期間内に相続財産の引渡しに応じるよう催告をし、その期間が経過したときは保存義務が終了するものとすることや、②相続財産を供託することによって保存義務が終了することを認める方法について、引き続き検討する旨を注記している。